

加茂小学校 PTA 役員及び委員選出規定 補足説明

	【現行】	【改定後】	補足
Ⅱ. 総務役員選出規定	2. (1) 選挙管理委員会が、立候補の受付を公示し、全会員の意思確認書を募る。	2. (1) <u>選挙管理委員会が</u> 、立候補の受付を公示し、全会員の意思確認書を募る。	【下線削除】
	2. (2) 選挙管理委員立ち会いのもと、総務候補者のうち、互選にて各総務役員を決定する。	2. (2) <u>選挙管理委員立ち会いのもと</u> 、総務候補者のうち、互選にて各総務役員を決定する。	【下線削除】

付 則

この規定は、令和 4 年 5 月 12 日に改正し実施する。